

第79回

定時株主総会招集ご通知

日時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

場所

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

当本社 2階ホール

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	4
第2号議案 取締役7名選任の件	5
第3号議案 監査役1名選任の件	8

(添付書類)

事業報告	9
1. 企業集団の現況に関する事項	9
2. 株式に関する事項	17
3. 会社役員に関する事項	18
4. 会計監査人に関する事項	21
5. 会社の業務の適正を確保するための体制	22

連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主持分計算書	28

貸借対照表	29
損益計算書	30

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	31
会計監査人の会計監査報告	32
監査役会の監査報告	33

* インターネットによる議決権行使のご案内	35
-----------------------	----

平成27年6月2日

株主各位

〒617-8555

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 村田 恒夫

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（4ページ～8ページ）をご検討いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 当本社 2階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第79期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

[議決権行使についてのご案内]

1. 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

2. 書面（議決権行使書）の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3. インターネット等による議決権行使

1) インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（35ページ）を必ずご確認ください。

2) 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

4. 議決権を複数回行使された場合のお取扱い

1) 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」並びに「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」並びに「株主資本等変動計算書」は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を優先的に考え、長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と配当性向並びに内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき100円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金80円を含めた当期の年間配当金は、前期に比べ50円増配の1株につき180円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額21,170,492,600円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名のうち、村田恒夫、牧野孝次、中島規巨、竹村善人、棚橋康郎（社外取締役）の5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役7名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	むら た つね お 村 田 恒 夫 (昭和26年8月13日)	昭和49年3月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副社長 当社代表取締役（現任） 平成19年6月 当社取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社福井村田製作所 代表取締役社長 公益財団法人村田学術振興財団 理事長	1,539,000株
2	いの うえ とおる 井 上 亨 (昭和31年5月30日) 【新任】	昭和55年4月 当社入社 平成20年3月 当社企画部 部長 平成21年7月 当社執行役員 当社経理・企画グループ 統括部長 平成25年7月 当社常務執行役員（現任） 当社コンポーネント事業本部 本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長	2,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	なか じま のり お 中 島 規 巨 (昭和36年9月21日)	昭和60年4月 当社入社 平成16年7月 当社第3コンポーネント事業部 多層モジュール商品部 部長 平成18年7月 当社モジュール事業本部 (現 通信事業本部) 通信モジュール商品事業部 事業部長 平成22年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社通信事業本部 本部長 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任) 当社常務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小松村田製作所 代表取締役社長 株式会社金沢村田製作所 代表取締役社長 株式会社岡山村田製作所 代表取締役社長	900株
4	いわ つぼ ひろし 岩 坪 浩 (昭和37年8月11日) 【新任】	昭和60年4月 当社入社 平成17年2月 当社企画部 部長 平成20年3月 当社デバイス事業本部 センサ事業部 事業部長 平成23年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社営業本部 本部長 (現任) 平成25年7月 当社上席執行役員 (現任) 平成27年1月 当社東京支社長 (現任)	2,000株
5	たけ むら よし と 竹 村 善 人 (昭和32年1月23日)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 当社財務部 部長 平成21年7月 Murata (China) Investment Co., Ltd. 総裁 平成24年7月 当社執行役員 (現任) 当社管理グループ 統括部長 平成25年6月 当社取締役 (現任) 当社安全保障輸出管理室 担当 (現任) 当社経理・財務・企画グループ 統括部長 (現任) 平成26年5月 東光株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東光株式会社 社外取締役	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	いしの さとし 石野 聡 (昭和35年6月5日) 【新任】	昭和58年4月 当社入社 平成20年7月 当社技術・事業開発本部 事業企画部 部長 平成24年3月 当社技術・事業開発本部 新規事業推進統括部統括部長 平成24年7月 当社執行役員(現任) 平成25年10月 当社新規商品事業部 事業部長(現任) 当社事業インキュベーションセンター センター長(現任)	200株
7	しげまつ たかし 重松 崇 (昭和24年11月3日) 【新任】	昭和50年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 平成16年6月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 平成17年6月 富士通テン株式会社 社外取締役 平成21年6月 富士通テン株式会社 代表取締役副社長 平成22年6月 富士通テン株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 富士通テン株式会社 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 富士通テン株式会社 代表取締役会長	0株

(注) 1. 取締役候補者と当社との利害関係について

- (1) 村田恒夫氏は、当社が寄付を行っている公益財団法人村田学術振興財団の理事長に平成22年12月1日より就任しております。
 - (2) 重松 崇氏は、社外取締役候補者であります。同氏が代表取締役会長を務める富士通テン株式会社と当社との間には電子部品等の販売に関する取引関係がありますが、当連結会計年度における当社の売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような特別の利害関係はありません。なお、同氏の選任が承認されることを前提として、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (3) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由
経営者としての高い見識と自動車業界での豊富な経験を当社の経営に活かすため、社外取締役として重松 崇氏の選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約締結
重松 崇氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役5名のうち吉野幸夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いわい きよし 岩井 清 (昭和32年12月4日) 【新任】	昭和55年4月 当社入社 平成17年11月 当社第2セラミック製造部 部長 平成23年6月 当社知的財産部 部長(現任)	100株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 主要な事業内容

当社グループは、主としてセラミックスを素材としてコンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュール（通信モジュール・電源など）の電子部品並びにその関連製品を製造販売している電子部品メーカーで、無機・有機化学材料からセラミックス、電子部品に至るまで垂直統合型の技術開発と一貫生産を行っております。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、A/V機器、通信機器、コンピュータ及び関連機器、カーエレクトロニクス、家庭用電気機器等のさまざまな電子機器向けに販売しております。

2) 事業の経過及びその成果

①事業概況

当期の世界経済情勢は米国にて雇用環境の改善が進み回復傾向にあり、欧州は内需伸び悩みにより緩慢ではあるものの回復の兆しが見えつつある状況です。一方、新興国は成長率の鈍化傾向が続き減速基調から抜け出せていません。

当社グループが属するエレクトロニクス市場は、経済情勢の不透明感はあるものの依然としてスマートフォンを中心とした通信分野で好調な推移を示しております。特に中華圏を中心にLTE端末の普及が加速し部品点数の増加が部品市場を大きく拡大しました。さらには自動車の生産台数増加や電装化進展などにより、電子部品需要は増加しました。

このような市場環境のもと、当社グループは伸びる市場に注力し、円安効果（前期比9円70銭の円安）もあり、当期の売上高は、前期比23.2%増の1,043,542百万円となりました。

利益につきましては、生産能力の増強に伴う固定費の増加、製品価格の値下がりといった減益要因はありましたが、操業度益やコストダウン、円安効果が大きく、営業利益は前期比70.4%増の214,535百万円、税引前当期純利益は同80.1%増の238,400百万円、当社株主に帰属する当期純利益は同80.0%増の167,711百万円と大幅な増益となり、営業利益率は前期に比べ5.7ポイント上昇の20.6%と大きく改善しました。

②製品別の売上高概況

当期の製品別の売上高を前期と比較した概況は、以下のとおりです。

(製品別の受注及び売上の状況)

製品等	期間	第79期（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）			
	区分	受注高	売上高		
		金額	金額	構成比	前期比
		百万円	百万円	%	%
コンデンサ		340,039	334,272	32.2	120.9
圧電製品		127,829	121,879	11.7	126.6
その他コンポーネント		225,383	222,930	21.4	142.4
コンポーネント計		693,251	679,081	65.3	128.3
通信モジュール		316,186	307,958	29.6	118.5
電源他モジュール		53,020	52,952	5.1	97.5
モジュール計		369,206	360,910	34.7	114.8
合計		1,062,457	1,039,991	100.0	123.3

<コンポーネント>

当期のコンポーネントの売上高は、前期に比べ28.3%増の679,081百万円となりました。

[コンデンサ]

この区分には、積層セラミックコンデンサなどが含まれます。

当期は、主力の積層セラミックコンデンサが、前年に引き続きスマートフォンの好調、並びにカーエレクトロニクス向けで自動車の生産台数の増加と電装化の進展により需要が増加し、非常に好調な伸びを示しました。

その結果、コンデンサの売上高は、前期に比べ20.9%増の334,272百万円となりました。

[圧電製品]

この区分には、表面波フィルタ、発振子、圧電センサ、セラミックフィルタなどが含まれます。

当期は、表面波フィルタが、中華圏のL T E 端末の生産台数増加により大きく伸長しました。圧電センサは、ショックセンサが、ハードディスクドライブ向けで好調を維持しました。

その結果、圧電製品の売上高は、前期に比べ26.6%増の121,879百万円となりました。

[その他コンポーネント]

この区分には、E M I 除去フィルタ、コイル、コネクタ、センサ、サーミスタなどが含まれます。

当期は、コイル、コネクタ及びE M I 除去フィルタがスマートフォン向けで伸びを見せました。これに加えてコイルは、連結子会社化した東光株式会社のコイル関連製品が加わったことから、前期を大幅に上回りました。センサは、MEMSセンサがカーエレクトロニクス向けで伸長しました。

その結果、その他コンポーネントの売上高は、前期に比べ42.4%増の222,930百万円となりました。

<モジュール>

当期のモジュールの売上高は、前期に比べ14.8%増の360,910百万円となりました。

[通信モジュール]

この区分には、近距離無線通信モジュール、通信機器用モジュール、多層モジュール、多層デバイスなどが含まれます。

当期は、近距離無線通信モジュール及び通信機器用モジュールが、スマートフォン向け、タブレット端末向けで伸長しました。多層デバイスは、スマートフォン向け及び基地局向けで増加しました。

その結果、通信モジュールの売上高は、前期に比べ18.5%増の307,958百万円となりました。

[電源他モジュール]

この区分には、電源などが含まれます。

当期は、電源が、アミューズメント向け及びカーエレクトロニクス向けで減少し前期を下回りました。

その結果、電源他モジュールの売上高は、前期に比べ2.5%減の52,952百万円となりました。

3) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場は、電子機器の高機能化・多機能化による需要に加え、スマートフォンを中心とした民生エレクトロニクス市場の世界的広がりにより数量増が見込まれます。また、電装化が進展している自動車市場も確実な伸びが見込まれます。次の重点市場となりうるアプリケーションとして環境・エネルギー、ヘルスケア分野にも電子部品の需要が着実に広がっていくことが期待されます。

これらの市場に対して、当社グループは、マーケティング・販売体制の強化や生産能力の拡充を進め、小型・薄型、高機能かつ高品質な製品を同業他社に先駆けて投入することで、拡大する需要を確実に取り込んでまいります。当期の買収により、当社グループの商品ラインナップに加わった半導体RF部品につきましては、既存製品とのシナジーを発揮させ、事業の更なる拡大に努めてまいります。

また、当社グループは市場の要求に基づく値下げに追随するために生産コストの引き下げに加えて、次期以降も継続して中国、タイ、マレーシア、フィリピンといった海外工場において生産の拡大をはかり、コスト削減や為替変動リスク軽減を実現して企業価値の向上に努めてまいります。

企業の社会的責任への取り組みにつきましては、当社グループは国内外での事業活動を「経済、環境、社会」の3側面からとらえ、それぞれの側面で企業としての責任を果たしていくための取り組みを進めております。また、コーポレート・ガバナンスに関し、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を定め、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額101,184百万円の設備投資を行いました。

主な内容は、当社及び当社子会社における生産設備の増強・合理化等67,704百万円、土地及び建物取得10,921百万円、研究開発用設備の増強7,380百万円であります。

なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 76 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第 77 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第 78 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第 79 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売上高	584,662	681,021	116.5	846,716	124.3	1,043,542	123.2	
税引前 当期純利益	50,931	59,534	116.9	132,336	222.3	238,400	180.1	
当社株主に 帰属する 当期純利益	30,807	42,386	137.6	93,191	219.9	167,711	180.0	
総資産	1,000,885	1,087,144	108.6	1,243,687	114.4	1,431,303	115.1	
株主資本	808,542	860,963	106.5	955,760	111.0	1,123,090	117.5	
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 144 35	円 銭 200 81	—	円 銭 440 63	—	円 銭 792 19	—	
株主資本比率	% 80.8	% 79.2	—	% 76.8	—	% 78.5	—	

(注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、米国の財務会計基準審議会 (FASB) 「会計基準書 (ASC) 260 (1株当たり利益)」に基づき算出しております。

3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 76 期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第 77 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第 78 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第 79 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比	金額	前期比
売上高	495,744	107.9	535,155	107.9	635,028	118.7	752,660	118.5
経常利益	17,921	174.1	31,195	174.1	57,892	185.6	120,840	208.7
当期純利益	17,155	178.4	30,601	178.4	51,231	167.4	98,694	192.6
総資産	608,636	101.3	616,263	101.3	714,395	115.9	855,498	119.8
純資産	384,434	103.4	397,445	103.4	430,671	108.4	499,356	115.9
1株当たり 当期純利益	円 銭 80 39	—	円 銭 144 98	—	円 銭 242 23	—	円 銭 466 18	—
自己資本比率	% 63.2	—	% 64.5	—	% 60.3	—	% 58.4	—

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6) 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況

①当社（平成27年3月31日現在）

事業所名	所在地
本社	京都府長岡京市
東京支社	東京都渋谷区
八日市事業所	滋賀県東近江市
野洲事業所	滋賀県野洲市
横浜事業所	神奈川県横浜市
長岡事業所	京都府長岡京市

②子会社（平成27年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	本店所在地
株式会社福井村田製作所	百万円 300	% 100	コンポーネントの製造	福井県 越前市
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンポーネントの製造	島根県 出雲市
株式会社富山村田製作所	450	100	コンポーネント及びモジュールの製造	富山県 富山市
株式会社小松村田製作所	300	100	モジュールの製造	石川県 小松市
株式会社金沢村田製作所	480	100	コンポーネントの製造	石川県 白山市
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンポーネント及びモジュールの製造	岡山県 瀬戸内市
東光株式会社	17,446	64.2	コンポーネントの製造及び販売	埼玉県 鶴ヶ島市
Murata Electronics North America, Inc.	US\$ 千 14,406	100	当社及び子会社の製品の販売	米 国
Murata Company Limited	HK\$ 千 1,400,000	100	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Murata (China) Investment Co., Ltd.	US\$ 千 120,000	100	中華圏でのマーケティング・エンジニアリング活動、中国販売会社の統括管理	中 国
Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	US\$ 千 23,400	100 ^(注)	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Murata Electronics Europe B. V.	EURO 千 220,000	100	当社及び子会社の製品の販売	オランダ

(注) 間接所有を含む比率であります。

③企業結合の経過と成果

1. 当社の子会社であるMurata Electronics North America, Inc. はRF 部品の開発体制の強化を目的として、平成26年12月12日付でアメリカのPeregrine Semiconductor Corp. の株式を取得しました。
2. 上に掲げた重要な子会社12社を含む連結子会社は104社であります。企業結合の成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

7) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	
当 期 末	前 期 末 比 増 減
人	人
51,794	3,506

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（1,957人）は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
当 期 末	前 期 末 比 増 減		
人	人	歳	年
7,425	77	39.5	14.4

(注) 使用人数は就業人員（子会社等への出向者を除き、子会社等からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（223人）は含めておりません。

8) 借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
Mizuho Bank (China), Ltd.	8,228
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,952
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,100
Sumitomo Mitsui Banking Corporation (China) Limited	3,273
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,190
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.	804
そ の 他	3,320
計	25,867

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 581,000,000株（単元株式数 100株）
 2) 発行済株式の総数 225,263,592株（自己株式 13,558,666株を含む）
 3) 株主数 49,127名
 4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	19,841	9.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	10,218	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,969	4.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,361	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,318	3.5
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,260	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,240	2.5
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,551	1.7
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	3,164	1.5
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,000	1.4

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（13,558千株）を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

役名	地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長	代表取締役	村田恒夫	株式会社福井村田製作所 公益財団法人村田学術振興財団
取締役副社長	代表取締役	藤田能孝	Murata (China) Investment Co., Ltd.
取締役	上席常務執行役員 生産本部長 パワーモジュール商品 事業部担当	牧野孝次	
取締役	常務執行役員 通信事業本部長	中島規巨	株式会社小松村田製作所 株式会社金沢村田製作所 株式会社岡山村田製作所
取締役	執行役員 経理・財務・企画グループ 統括部長 安全保障輸出管理室担当	竹村善人	東光株式会社
取締役		棚橋康郎	横河電機株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ 燦ホールディングス株式会社
取締役		吉原寛章	株式会社日立製作所
監査役	常勤監査役	吉野幸夫	
監査役	常勤監査役	田中純一	
監査役		豊田正和	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 日東電工株式会社 キヤノン電子株式会社
監査役		中西倭夫	甲南大学大学院社会科学部社会科学研究科会計専門職専攻
監査役		西川和人	大日本住友製薬株式会社

- (注) 1. 取締役 棚橋康郎、吉原寛章の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 棚橋康郎、吉原寛章、監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

4. 監査役 田中純一氏は、当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 中西倭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 棚橋康郎、吉原寛章、監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏が兼職している法人等と当社との間には特別の関係はありません。
6. 当社の執行役員は19名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に16名の執行役員がおります。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 人	316 百万円
監 査 役	5	73
合 計	12	389

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は、48百万円であります。
3. 株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は、取締役600百万円（平成19年6月定時株主総会決議）、監査役80百万円（平成10年6月定時株主総会決議）であります。ただし、執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含みません。また、業務上の必要性により転居しなければならない場合に限り、当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した上で、業務を執行する支社・事業所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は20百万円（平成15年6月定時株主総会決議）であります。

3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	棚橋康郎	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、経営者としての高い見識と豊富な経験から発言を行っております。
	吉原寛章	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての高い見識から発言を行っております。
社外監査役	豊田正和	当期開催の取締役会14回のうち13回に、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経済産業分野の専門家としての見地と豊富な経験から発言を行っております。
	中西倭夫	当期開催の取締役会14回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、会計の専門家としての高い見識から発言を行っております。
	西川和人	当期開催の取締役会14回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、税務・金融分野の専門家としての高い見識から発言を行っております。

(注) 当期においては、会社法第370条に定める取締役会の書面決議を1回実施しておりますが、上記の回数には含めておりません。

4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の上限は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額であります。

4. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	会計監査人としての報酬等	百万円 163
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	209

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外税務当局向け報告書作成業務についての対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.及びMurata Electronics Europe B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。

これに基づき、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- ②内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- ③企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等に関わる各種の委員会組織を設置するとともに、これら組織を統括する委員会組織を設置し、整合性の取れた当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- ④CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関わる委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- ⑤取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底するとともに、制度の整備及び遂行を図ります。
- ⑥コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
- ⑦反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- ⑧独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役及び監査役が適宜閲覧できるようにします。
- ②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
- ③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
- ②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、I T（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
- ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、I Tを活用して構築します。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- ②当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- ③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- ⑤子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項②号乃至④号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
- ⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、相当数の専任の使用人を配置します。
- ②監査役室の使用人は、取締役の指揮・命令を受けないこととします。また監査役室の使用人の人事に関する事項について、取締役は監査役と協議し、同意を得ることとします。

7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
- ②取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。

- ③子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して報告します。
- ④前各号のほか、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めがあるときは、随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
- ⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は監査役が重要会議に出席できる環境を整備します。
- ②取締役及び使用人は監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- ③取締役及び使用人は、監査役が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査役の求めに応じ、協力します。
- ④監査役の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
- ⑤取締役及び使用人は監査役と会計監査人との連携に際し、監査役の求めに応じ、協力します。
- ⑥内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- ⑦代表取締役等は監査役と定期的に会合を持ち、情報交換に努めます。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行を踏まえ、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(1,431,303)	(負 債 の 部)	(292,372)
流 動 資 産	815,849	流 動 負 債	198,534
現金及び預金	139,685	短期借入金	11,154
短期投資	146,413	買掛金	54,535
有価証券	72,199	未払給与及び賞与	36,256
受取手形	649	未払税金	49,960
売掛金	233,024	未払費用及び その他の流動負債	46,629
貸倒引当金	△1,010		
たな卸資産	186,299	固 定 負 債	93,838
繰延税金資産	28,296	長期債務	9,652
前払費用及び その他の流動資産	10,294	退職給付引当金	68,679
		繰延税金負債	13,957
有形固定資産	385,986	その他の固定負債	1,550
土地	50,170		
建物及び構築物	325,479	(資 本 の 部)	(1,138,931)
機械装置及び器具備品	788,743	株 主 資 本	1,123,090
建設仮勘定	30,510	資本金	69,377
減価償却累計額	△808,916	資本剰余金	103,864
		利益剰余金	970,374
投資及びその他の資産	229,468	その他の包括利益累計額	39,793
投資	94,877	有価証券未実現損益	7,114
無形資産	59,915	年金負債調整勘定	△5,511
のれん	56,102	為替換算調整勘定	38,190
繰延税金資産	7,625	自己株式(取得原価)	△60,318
その他の固定資産	10,949	非 支 配 持 分	15,841
合 計	1,431,303	合 計	1,431,303

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,043,542
営業費用		
売上原価	629,206	
販売費及び一般管理費	134,811	
研究開発費	64,990	829,007
営業利益		214,535
その他の収益(△費用)		
受取利息及び配当金	3,360	
支払利息	△425	
為替差益	18,101	
その他(純額)	2,829	23,865
税引前当期純利益		238,400
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	77,558	
法人税等調整額	△6,463	71,095
非支配持分控除前当期純利益		167,305
非支配持分帰属損失		△406
当社株主に帰属する当期純利益		167,711

連結株主持分計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：株、百万円)

項 目	発行済普通 株式総数						株 主 資 本	非支配持分	純資産総額
		資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 利益累計額	自己株式			
平成26年3月31日現在残高	225,263,592	69,377	103,864	834,419	8,385	△60,285	955,760	15,872	971,632
自己株式の取得						△33	△33		△33
当期純利益				167,711			167,711	△406	167,305
現金配当額				△31,756			△31,756	△116	△31,872
その他の包括利益					31,408		31,408	798	32,206
非支配持分との資本取引及びその他								△307	△307
平成27年3月31日現在残高	225,263,592	69,377	103,864	970,374	39,793	△60,318	1,123,090	15,841	1,138,931

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(855,498)	(負債の部)	(356,142)
流動資産	467,229	流動負債	315,596
現金及び預金	99,755	買掛金	59,352
受取手形	145	短期借入金	97,980
売掛金	212,613	一年以内返済長期借入金	100,941
有価証券	69,670	未払金	9,538
商品及び製品	6,522	未払費用	14,089
原材料及び貯蔵品	17,280	未払法人税等	32,001
仕掛品	12,744	その他	1,693
未収金	38,009	固定負債	40,545
繰延税金資産	7,298	長期借入金	6,804
その他	3,206	退職給付引当金	33,219
貸倒引当金	△18	その他	522
固定資産	388,269		
有形固定資産	61,702	(純資産の部)	(499,356)
建築物	23,351	株主資本	492,293
構築物	2,796	資本金	69,376
機械及び装置	11,787	資本剰余金	109,202
車両運搬具	34	資本準備金	107,666
工具、器具及び備品	3,734	その他資本剰余金	1,536
土地	17,460	利益剰余金	374,031
建設仮勘定	2,537	利益準備金	7,899
無形固定資産	19,569	その他利益剰余金	366,132
投資その他の資産	306,997	土地圧縮積立金	13
投資有価証券	92,308	特別償却準備金	530
関係会社株式	173,478	買換資産圧縮積立金	51
関係会社出資金	13,745	別途積立金	162,707
長期貸付金	11,609	繰越利益剰余金	202,828
繰延税金資産	9,245	自己株式	△60,317
その他	6,636	評価・換算差額等	7,063
貸倒引当金	△25	その他有価証券評価差額金	7,063
合 計	855,498	合 計	855,498

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		752,660
売 上 原 価		569,807
売 上 総 利 益		182,852
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		122,677
営 業 利 益		60,174
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	47,223	
為 替 差 益	13,533	
そ の 他	2,237	62,994
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	406	
そ の 他	1,922	2,329
経 常 利 益		120,840
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,884	1,884
税 引 前 当 期 純 利 益		118,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,077	
法 人 税 等 調 整 額	183	20,261
当 期 純 利 益		98,694

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 泰 蔵 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社村田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 泰 蔵 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針・計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画等に従い、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、事業所、営業所及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社 村田製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 吉 野 幸 夫 ㊟

常 勤 監 査 役 田 中 純 一 ㊟

監査役（社外監査役） 豊 田 正 和 ㊟

監査役（社外監査役） 中 西 倭 夫 ㊟

監査役（社外監査役） 西 川 和 人 ㊟

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<携帯電話用>

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は平成27年6月25日（木曜日）午後5時であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・議決権行使コードとパスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以 上

— MEMO —

A series of 25 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場 ご案内略図



交通機関

JR京都線「長岡京駅」下車
東口より 徒歩すぐ

阪急京都線「長岡天神駅」下車
東口より 徒歩約15分～20分

駐車スペースに限りがありますので、
公共交通機関をご利用ください。

